

NPO法人大阪府防犯設備士協会の活動について

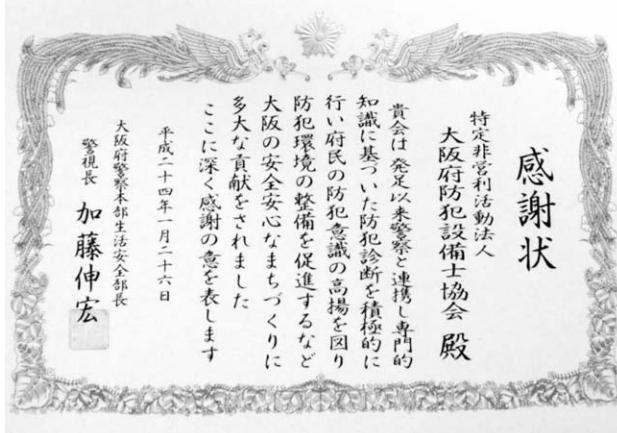


平岡 審

NPO法人大阪府防犯設備士協会 事務局長

当協会も創設13年目を迎えました

早いもので、平成23年11月15日当協会も創設10周年を迎え、式典と祝賀会を開催し共に祝いあつたところでしたが、今年は13年目に入りました。



大阪府警察本部生活安全部長からの感謝状

5年、10年と節目ごとに、記念誌にまとめ過去の痕跡を振り返り反省すべき問題を浮き彫りにして対策を講じてきましたが、現在でも問題は山積みです。

専用事務所を大阪市中央区に開設

昨年の9月、大阪中心部に念願の専用の事務所を開設し1つの問題をクリアしました。府民の要請に適確に答えていくためには、専従の事務体制が必要ですが、事務員を雇用しての体制確保までには至っていません。ここ暫くはボランティアの人々の支援に頼らざるを得ないところです。協会の運営資金をどう確保するかは、NPO法人故の最大の課題ですが、寄付も補助金もままならず、協会設立趣旨に賛同する会員企業等の会費に依存しているのが現状です。昨年、ホームページをリニューアルしたため、ブログを使って簡単に新しい記事が登載できるようになりましたし、会員企業の協力による

企業紹介(バナー広告)の欄も設けました。当協会の活動を積極的に広報していくことにしています。どのくらいアクセス数が伸びるか楽しみです。閲覧してください。



専用事務所を大阪市中央区に開設

街頭防犯カメラの設置や戸建住宅認定制度など協会の活動状況

協会活動の方は、大阪府警察の全面的な支援もあり、各警察署等による紹介によって、府民や自治会からの防犯診断や防犯講話、街頭防犯カメラ設置等の助言、施工等の依頼が多く寄せられ、会員企業にご協力を頂いて対応しているところです。特に、街頭防犯カメラの設置については既にご報告ましたが、平成21年、当時の橋下大阪府知事、平松大阪市市長、繩田大阪府警察本部長の3者の合意による「街頭犯罪ワースト1返上」を目指した3ヵ年計画で設置が大いに促進されました。当協会も素早く対応し、優良な街頭防犯カメラが設置されるように「大阪府優良街頭防犯カメラシステムの性能及び設置・運用基準」を提案し、府をはじめ関係市町村等に示し、要請に基づいて街頭防犯カメラの設置の助言や施工など全面的な支援活動を行うなど、安全

なまちづくりに積極的に参画してまいりました。この計画だけでも大阪府下に約1万台のカメラが設置されたと聞いています。その後も、大阪市をはじめ堺市、東大阪市など行政機関が主体になった街頭防犯カメラの設置が続けられています。

平成23年1月大阪府警察とプレハブ建設メーカなどの企業との間で、「安全で安心な大阪のまちづくりに関する覚書」が交わされ「侵入犯罪抑止等対策協議会」が結成されました。当協会も同協議会と提携し侵入犯罪に強い「大阪府防犯優良戸建住宅」の認定制度を実施し、昨年末現在で99軒の新築戸建住宅に認定証を交付しました。引き続き「大阪府防犯モデル低層マンション認定制度」を創設、大阪府防犯協会連合会が主催し当協会が支援している「大阪府防犯モデルマンション登録制度」を合わせると、住宅に対する防犯対策は、制度的に出そろったこととなります。今後、これをどう一般的の対象物件に拡大していくかということが課題です。



戸建住宅の審査風景



戸建住宅認定制度のステッカー

「住宅侵入犯罪被害者支援制度」の検討

昨年は、新規事業として「住宅侵入犯罪被害者支援制度(※)」を打ち出しました。この制度は大阪府警察などとの連携のもと、府民からの要請に基づき実際に住宅侵入犯罪の被害にあった建物等の防犯診断等を行い、その脆弱性を正すことによって犯罪に強いまちづくりに貢献しようとするもので、住宅の防犯性能の強化を目的とした支援制度です。昨年末、この制度を推進する「防犯診断実施者」として総合防犯設備士を中心に会員企業に参加者を募り、被害者に対するケアも含め必要な「防犯設備アドバイザー講習」を実施しました。総合防犯設備士の活動の場の1つになればと思ってい

ます。

また、この制度を実際に運営していくには、被害者のあらゆる要請に答えていく必要があり、当協会のみならず、錠前、板硝子、住宅など多くの関係機関、施工業者の方々の支援が必要であると考えており、広範囲な関係機関とのネットワークの構築も視野に、限定された地域で試験実施を行いながら、何とか軌道に乗せたいと思っています。

※「犯罪に対する不安感等の調査(社会安全研究財団平成23年3月)」によると、日常の犯罪不安感と被害可能性について、同居の家族を含めて46.3%の人が不安を感じており、不安の高い罪種として泥棒(71.7%)、自宅への無断侵入(58.3%)を挙げている。また、法務総合研究所が行った第2回国際犯罪被害実態調査(2004/2005)によると、日本の不法侵入の被害率(0.9%)は極めて低いにもかかわらず、市民の間に広がっている不安感は高い(48%)とされており、その要因として、侵入防止警報器(6%)や特別のドア錠(15%)の普及が遅れているためであり、このことは不法侵入未遂が少ないと現れているとしている。さらに、同報告書は、一般に不法侵入犯罪被害者に対する専門家による支援が軽視されているのではないかと指摘している。また、一度被害を受けた建物が再度被害に遭うことが多いと言われている。

ボランティア活動の原則で

当協会は、大阪府下の治安情勢で最悪となった平成13年、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の支援組織として創立され、その活動は、原則ボランティアということで、会員の全面的な支援・活動に支えられて今日まできました。そのことが大阪府警をはじめ大阪府、各市町村など行政機関の信頼の獲得、これらの関係者の全面的な支援を受ける最大の要因になっていると考えています。

ボランティア活動は、不特定多数のものの利益の増進することを目的とする特定非営利活動の旨に最も合うものであり、今後ともこの基本方針の下、協会運営を行っていくべきであると考えています。皆様方のご指導ご支援をお願いします。